

発 言 者		議 事
		〔 1 2 月 2 4 日 〕
議	長	皆さん、おはようございます。
議	長	ただいまの出席議員数は 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回厚沢部町議会臨時会を開会します。（ 1 0 : 0 0 ）
議	長	なお、1 番 中山俊勝 議員から欠席の届け出がありました。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
議	長	会議録署名議員は会議規則第 1 1 8 条の規定により、2 番 高田一弥 議員、7 番 山田克哉 議員の 2 名を指名します。
議	長	日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告につきましては、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議	長	日程第 4 会期の決定について、議題とします。
議	長	お諮りします。本臨時会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、副委員長から報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	副委員長の報告を求めます。
議	長	副委員長

議会運営委員会 副委員長	議会運営委員会の委員会報告を申し上げます。 本日１２月２４日、議会運営委員会を開催いたしました。本日をもって招集されました令和６年第４回厚沢部町議会臨時会の運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日１日間とすることに決定しましたので、報告いたします。 なお、提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、応答を心がけ、円滑な議会運営を行いますよう御協力をお願いし、委員会報告といたします。
議長	お諮りします。本臨時会の議会運営については、委員会報告のとおりとし、会期は本日１日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定しました。
議長	提出案件は、補正予算案５件、条例の一部改正案３件であります。
議長	町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許します。
議長	町長
町長	令和６年第４回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと提案理由を申し上げます。 今年も残すところ、あと１週間となりました。 今年は１月１日に最大で震度７の揺れを観測した能登半島地震が発生し、９月にはその被災地を豪雨が襲いました。災害は時も回数も選ばない、元日であろうが、一度被災した地域であろうが関係がない、いついかなる時に発生するかわからないのが災害であるということを、まざまざと思い知らされました。被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い、復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

常々、災害は他人事ではないと肝に銘じておりますが、甚大化する昨今の災害に対しては、互いに助け合い、そしてその災害を教訓として、防災対策をより一層進めていかなければなりません。

さて、今年度実施しております、うずら温泉の改修経過についてお知らせします。現在改修工事は、多少遅れはあるものの概ね順調に進んでおり、工期内に完成する予定となっております。

レストランの営業再開は若干延期となっておりますが、明日２５日から営業を再開できると聞いております。

また、宿泊については２月１４日リニューアルオープンとなりますので、新しい「うずら温泉四季の宿」を是非、楽しみにしていただければと思っております。

次に、本臨時会に提案いたします案件は、補正予算案５件、条例の一部改正案３件の計８件であります。

補正予算の内容につきましては、令和６年度人事院勧告に伴う給料等の増であります。

議案第１号の令和６年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、５，８３４万７千円を追加し、予算の総額を５３億８，８６２万３千円とするものであります。

先ほど申し上げました人件費予算の補正のほか、住民税非課税世帯に対する重点支援給付金事業に要する経費を計上しております。先週１２月１７日に政府の総合経済対策の財政的な裏付けとなる令和６年度補正予算が成立し、早期予算化、早期執行について要請がありましたので、今回「低所得世帯支援枠に関する給付金制度」に係る所要の経費を補正するものであります。

議案第２号の令和６年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、９３万８千円を追加し、予算の総額を５億３，８６７万円とするものであります。

議 議 議 議 総務財政課長	議長 議長 議長 議長 総務財政課長 議案第3号の令和6年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について51万7千円を追加し、予算の総額を6億9,965万1千円とするもので、介護サービス事業勘定について8千円を追加し、予算の総額を294万7千円とするものであります。 議案第4号の令和6年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算につきましては、23万1千円を追加し、予定額を5億8,299万2千円とするものであります。 議案第5号の令和6年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算につきましては、2万6千円を追加し、予定額を3億1,550万1千円とするものであります。 議案第6号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第8号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましても、令和6年度の人事院勧告に基づきまして、職員等の給料及び期末・勤勉手当等、所要の改正を行うものであります。 以上が本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。 これより議事に入ります。 日程第5 議案第1号令和6年度厚沢部町一般会計補正予算について、議題とします。 議案の説明を求めます。 総務財政課長 議案第1号の令和6年度厚沢部町一般会計補正予算について、説明いたします。（議案内容説
---------------------------------------	--

		明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	はじめに、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから５ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に歳出の質疑に入ります。歳出は款ごとに行います。
議	長	最初に２款総務費について。ページ数は６ページから７ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に３款民生費について。ページ数は８ページから９ページまでです。
議	長	２番、高田議員
高	田	議員
		ページよりも説明資料の方の確認をした方が早いかなと思うんですが、まず１つの確認が、この給付についてはいつ行われるのかということが１つ。それから、非課税世帯の後の転入により課税状況不明世帯とあるのですが、これはいつになったら不明が判明するのかということをご説明いただきたいと思います。
議	長	保健福祉課長
保	健	福
祉	課	長
		いつになるかのご質問なのですが、国からの詳しい通知がまだ届いていないので、それが届き次第対象者数を確定し、対象者への通知や確認書の送付と返信などを行い、プッシュ型で２月中旬には給付できれば、１回目ができるばと考えています。
		転入に関しても、システムの方の確定がまだはっきりしていませんので、今の状況でのおおよそのということになりますので、システム会社とのやり取りで確定次第、そこも確定すると思います。
議	長	２番、高田議員よろしいでしょうか。（大丈夫ですとの声あり）

議	長	それでは、次に 6 款農林水産業費について。ページ数は 1 0 ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に 9 款消防費について。ページ数は 1 1 ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 1 号令和 6 年度厚沢部町一般会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	
議	長	日程第 6 議案第 2 号令和 6 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第 2 号の令和 6 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 5 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２号令和６年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第７ 議案第３号令和６年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第３号の令和６年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから６ページまで、及び９ページから１０ページまでです。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 3 号令和 6 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 8 議案第 4 号令和 6 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 4 号の令和 6 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 11 ページです。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 4 号令和 6 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 5 号令和 6 年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第５号の令和６年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算について、説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は１１ページです。(発言する声なし)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(発言する声なし)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしとの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号令和６年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１０ 議案第６号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第６号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。(発言する声なし)
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 6 号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 1 議案第 7 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第 7 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 7 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 7 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第 1 2 議案第 8 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第 8 号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 8 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしとの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	以上で、本臨時会に提出された案件の審議、全部終了しました。これをもって会議を閉じたいと思います。
		令和 6 年第 4 回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦労様でした。（10：55）